

第 1 章

総 論

第1章 総論

第1節 計画作成の趣旨

1 背景

(1) 国や県の動き

国では、障害者基本法に基づき、平成5年に作成された「障害者対策に関する新長期計画」（平成5年度～14年度）及び同計画を具現化させるための「障害者プラン（※¹ノーマライゼーション7か年戦略）」（平成8年度～14年度）が終期を迎え、新たな「障害者基本計画」（平成15年度～24年度）及び同計画に基づく「重点施策実施5か年計画」を作成しました。

また県では、群馬県障害者施策行動計画「※²バリアフリーぐんま障害者プラン」（平成5年度～12年度）、群馬県障害者計画「バリアフリーぐんま障害者プラン2」（平成13年度～17年度）及び「バリアフリーぐんま障害者プラン3」（平成18年度～22年度）及び平成21年度から23年度を計画期間とする「第2期群馬県障害福祉計画」と統合し「バリアフリーぐんま県障害者プラン4」を作成して、障害者施策を推進しています。

このような状況のなか、平成12年度には介護保険制度が、平成15年度には「自己選択・自己決定」をキーワードとする支援費制度が導入されました。また、平成17年度には障害保健福祉施策の抜本的な改革を目指して、「障害者自立支援法」が成立、平成18年6月には高齢者やすべての障害をもつ人などの移動及び施設利用の利便性や安全性の向上を促進するための「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー新法）」が成立しました。

平成18年10月には、障害者自立支援法が全面施行されましたが、障害者自立支援法における諸問題を受け、平成21年12月、内閣に設置された障がい者制度改革推進本部のもとで、障がい者制度改革推進会議が開催され、制度改革に向けて検討が行われてきました。

平成22年12月には、「障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障がい保健福祉施策を見直すまでの間において障がい者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律」の制定がなされるとともに、平成23年8月には障害者基本法が改正されました。

また、平成24年3月に「地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律案」が障がい者制度改革推進本部で決定され、閣議決定されました。これにより、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」の平成25年4月施行を目指すことになり、障害のある人を取り巻く環境や施策は大きく変化してきています。

(2) 桐生市の動き

本市では、平成12年3月に、障害者を取り巻く状況や環境の変化に対応した総合的、体系的な施策の推進を図るために「桐生市障害者計画」（平成12年度～平成21年度）を作成しました。この計画では「ノーマライゼーション」の理念の実現に向けて、社会にあるさまざまなバリアを取り除き、障害のある人が地域で自立して生活し、自分らしい生き方ができる社会の実現を目指してきました。

平成17年6月13日、桐生市・新里村・黒保根村の1市2村で合併し、新たな桐生市となりましたが、それぞれの地域ごとに培ってきた歴史や風土の特性があり、また地域の社会資源など、障害を取り巻く環境やそれまで各市村が展開してきた施策にも相違があります。このため、新たな桐生市としての基本方針の統一を図り、地域バランスに配慮した施策・事業の展開を図る必要が生じました。

また、平成18年度に障害者自立支援法が施行され、同法により平成18年度中に「市町村障害福祉計画」を作成し、すべての自治体でその計画期間が開始するよう義務付けられたことから、既存の障害者計画についても、新たに作成する障害福祉計画と、その内容及び計画期間の整合性を図る見直しが必要となりました。

これらの背景を踏まえ、社会情勢の変化に的確に対応していくため、平成18年度に前計画の見直しを図り、総合的な計画として新たな桐生市障害者計画（平成19年度～23年度）を作成し障害者施策を推進してきました。

2 計画作成の趣旨

障害者を取り巻く社会環境の変化により、障害者の能力及び適性、ライフステージに応じた適切なサービスの提供が求められています。このため、これまでの障害者福祉の現状と課題を踏まえながら、「ノーマライゼーション」の理念に基づき、すべての住民が住み慣れたこの地で、障害者が障害のない人と平等で対等の立場で互いに助け合いながら社会生活を営み、あらゆる分野で活動が出来るように、障害者の要望に合わせた施策を展開する必要があります。

これらの障害者関連の施策を総合的かつ計画的に進めていくために、「桐生市障害者計画」を作成します。



第2節 計画の概要

1 計画の位置づけ

この計画は、障害者基本法第11条第3項に定める市町村障害者計画として作成されるものです。

また、この計画は、ノーマライゼーション実現を基本理念とし、「新生総合計画」や「新市建設計画」「地域福祉計画」「次世代育成支援行動計画」、等との整合性も保ちながら、障害のある人に対して、保健・医療・福祉施策を中心に、啓発・広報・教育・雇用・就業・情報・コミュニケーション等の関連施策を体系的に示し、その実現に向けての基本方針と施策展開の方向を明らかにするものです。

2 計画の期間

計画期間は平成24年度から平成33年度までの10年間とします。
計画の進捗状況や社会情勢の変化に対応するため、中間年に見直しを行うこととしますが、障害者総合支援法が平成25年4月に施行予定のため、前倒しでの見直しの可能性があります。

3 計画の対象者

障害者基本法第2条に定める「身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む）その他の心身機能の障害がある者であって、継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける者」を対象としています。

4 計画の基本理念

本計画は、国の障害者対策に関する新長期計画の基本的な考え方に掲げられている、“障害のある人もない人も、共に社会の一員として、同等に生活し、自立し、社会活動及び参加ができる社会”を目指す、「ノーマライゼーション」を基本理念とします。



5 計画の基本目標

基本理念に基づき、“ノーマライゼーションの実現”のため、「障害のある人もない人も全ての市民がお互いの個性を認め、支え合い、助け合い、地域で自立して学び、働き、暮らせるまちの実現」を基本目標とします。

地域には様々な人が暮らしています。誰もが同等に参加・参画できる共生の地域社会は、その地域に暮らしている住民が、お互いの個性を認め合い尊重し、それぞれの役割と責任を持って主体的に取り組むことによって実現するものです。

障害者の地域社会への参加・参画を確かなものとするためには、障害者の活動を制限し地域社会への参加を制約している要因を除去するとともに、障害者が自らの能力を最大限発揮し自己表現できるよう支援することが必要です。

6 計画の構成

この計画では次の7分野を設定し、分野ごとに具体的方策等を示します。

- (1) ～心の壁をとりのぞくために～
- (2) ～障害の発生予防と軽減のために～
- (3) ～生活の質の向上のために～
- (4) ～一人ひとりの特性に応じた教育と育成のために～
- (5) ～働きやすい職場・就業の場の確保のために～
- (6) ～社会参加の促進のために～
- (7) ～住みよいまちにするために～

第3節 施策の体系

基本目標に沿ったまちづくりを進めるため、次のとおりの体系を構成し、施策を総合的かつ計画的に展開します。

